

食安輸発0619第1号
平成25年6月19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(オーストリア産西洋わさび及びその加工品)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年6月13日付け食安輸発0613第2号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、オーストリア産西洋わさびからジフェノコナゾールを検出したことから、同通知の別表1中、

対 象 国 ・ 地 域	製品検査の 対象食品等	条件	検査の 項目	試験品採 取の方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
オース トリア	西洋わさび及 びその加工品 (簡易な加工 に限る。)		ジフェノ コナゾー ル	別表2の3 によるこ と。	平成17年1月24日付 け食安発第0124001 号「食品に残留する 農薬、飼料添加物又 は動物用医薬品の成 分である物質の試験 法について」による こと。	基準値(0.01ppm) を超えるジフェノコ ナゾールが検出され るおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。